

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	イリエ歯科ク リニック	4231431786	長崎県南島原市西有家 町須川 1197 番地 19	0床

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】
書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年12月25日 令和8年度の事業計画及び収支予算の決定

- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

- (9) その他

様式 3 - 2

法人名 医療法人T I Dイリエ歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県南島原市西有家町須川1197番地19

貸 借 対 照 表

(令和7年12月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	31,798	I 流動負債	7,538
II 固定資産	16,416	II 固定負債	11,078
1 有形固定資産	5,298	負債合計	18,616
2 無形固定資産	0	純資産の部	
3 その他の資産	11,118	科 目	金 額
		I 基 金	8,500
		II 積 立 金	21,098
		(うち代替基金)	
		III 評価・換算差額等	
		純資産合計	29,598
資産合計	48,214	負債・純資産合計	48,214

様式4-2

法人名 医療法人TIDイリエ歯科クリニック
 所在地 長崎県南島原市西有家町須川1197番地19

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自 令和7年1月1日 至 令和7年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	83,557
2 事業費用	73,071
本来業務事業利益	10,486
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業利益	10,486
II 事業外収益	2,576
III 事業外費用	162
経常利益	12,900
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	12,900
法人税等	2,347
当期純利益	10,553

様式 2

法人名 医療法人T I Dイリエ歯科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県南島原市西有家町須川1197番地19

財 産 目 録

(令和7年12月31日現在)

1. 資 産 額	48,214 千円
2. 負 債 額	18,616 千円
3. 純 資 産 額	29,598 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	31,798
B 固 定 資 産	16,416
C 資 産 合 計 (A+B)	48,214
D 負 債 合 計	18,616
E 純 資 産 (C-D)	29,598

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人T I Dイリエ歯科クリニック

理事長 入江 俊英 殿

私は、医療法人T I Dイリエ歯科クリニックの令和7会計年度（令和7年1月1日から令和7年12月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年2月28日

医療法人T I Dイリエ歯科クリニック

監事 石丸 慶一

